

依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する規程

(平成二十四年十二月七日会規第九十五号)

全部改正 平成二四年一二月 七日

(目的)

第一条 この規程は、弁護士、弁護士法人及び外国法事務弁護士(以下「弁護士等」という。)(がその職務を行うに当たり実施すべき依頼者の本人特定事項の確認、記録の保存その他必要な事項を定め、もって犯罪収益の移転防止等職務の適正を確保することを目的とする。

(取引時における依頼者の本人特定事項の確認)

第二条 弁護士等は、法律事務(官公署及び外国の裁判所の委嘱によって行う場合を除く。第六条及び第七条において同じ。)(に関連して、依頼者の金融機関の口座を管理し、又は依頼者から若しくは依頼者のために金員、有価証券その他の資産(その合計が規則で定める金額以上のものに限る。)(を預かり(金融機関による送金の場合を含む。以下同じ。)(若しくはその管理を行う(以下「資産管理行為等」という。)(ときは、第三項各号に掲

- 1 -

げる方法により、依頼者の本人特定事項(自然人にあつては氏名、住居及び生年月日、法人にあつては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。ただし、自然人について、本人特定事項の確認を求めることが正当な法律事務の受任の妨げになるおそれがあるとして規則で定める場合にあつては、規則で定める事項をいう。以下同じ。)(を確認しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 裁判所、法務局、金融機関その他の機関に予納金、供託金、保証金、租税、保釈保証金、罰金、科料、追徴にかかる金銭、過料その他これに類する金員を納付するために金員の預託を受けたとき。

二 裁判所その他の紛争解決機関の関与した手続における判決、決定、調停、和解等によって依頼者その他の関係人が負担する債務の履行のために金員の預託を受けたとき。

三 裁判所その他の紛争解決機関の関与した手続において相手方その他の関係人が負担する弁済金、和解金その他これに類する金員を受領したとき。

四 刑事事件について、被害者、その遺族又はその代理人(法定代理人を含む。)(に弁済するために見舞金、

- 2 -

被害弁償金、示談金その他これに類する金員の預託を受けたとき。

五 弁護士等の報酬又は費用の前受けとして金員を受領したとき。

六 任意後見契約に関する法律（平成十一年法律第五十号）第二条第一号の任意後見契約に基づく事務として行うとき。

七 依頼者が成年後見人、破産管財人等裁判所により選任されるものであって、当該依頼者の職務として行うことができる行為について依頼を受けたとき。

2 弁護士等は、取引その他の行為であって次に掲げるもの（以下「取引等」という。）について、依頼者のためにその準備又は実行をするときは、次項各号に掲げる方法により、依頼者の本人特定事項を確認しなければならぬ。ただし、官公署の委嘱による場合は、この限りでない。

一 不動産の売買

二 会社の設立又は経営を目的とする出資その他これに類する資金拠出をする行為又は手続

三 会社の組織変更、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は定款に規定された目的の変更

- 3 -

四 会社の業務を執行し、又は会社を代表する者の選任

五 法人（会社を除く。）、組合、匿名組合、投資事業有限責任組合、有限責任組合その他これらに類する団体（以下「団体等」という。）の設立又は合併に関する行為又は手続

六 団体等の定款、規約又は組合契約に規定された目的の変更

七 団体等の業務を執行し、又は団体等を代表する者の選任

八 信託契約の締結、信託の併合若しくは分割又は信託契約若しくは規約に規定された目的若しくは受託者の変更

九 会社の買収又は売却

3 前二項に規定する本人特定事項の確認は、次の各号のいずれかの方法による。

一 次に掲げる本人確認書類のいずれかの提示を受ける方法

イ 弁護士等に対する依頼の手続又は弁護士等に依頼する取引等に係る書類に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書

ロ 国民健康保険等の被保険者証

- 4 -

## 八 国民年金手帳

二 官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の本人特定事項の記載があり、かつ、当該官公庁が当該自然人の写真を貼り付けたもの

ホ 法人の設立の登記に係る登記事項証明書、印鑑登録証明書その他官公庁から発行され、又は発給された書類で、当該法人の本人特定事項の記載があるものの

二 官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、本人特定事項の記載があるもの(前号に掲げるものを除く。)の提示を受け、当該本人確認書類に記載されている当該依頼者の住居に宛てて、委任契約書(委任契約書の作成を要しない場合は、当該依頼者との取引に係る文書。以下「委任契約書等」という。)を書留郵便若しくはその取扱いにおいて引受け及び配達記録をする郵便又はこれらに準じるもの(以下「書留郵便等」という。)により、その取扱いにおいて転送をしない郵便又はこれに準ずるもの(以下「転送不要郵便等」という。)として送付する方法

- 5 -

三 官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、本人特定事項の記載があるもの(写しを含む。)の送付を受けて、当該本人確認書類(写しを含む。以下この号において同じ。)を第五条第一項に規定する確認記録に添付するとともに、当該本人確認書類に記載されている当該依頼者の住居に宛てて、委任契約書等を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

四 他の事業者の紹介による依頼者で当該他の事業者が法令の規定により本人特定事項の確認を行っている場合、依頼者の属性、依頼者との業務上の関係、依頼内容等に照らして、依頼の目的が犯罪収益の移転に関わるおそれが少ない場合又は前三号に掲げる方法によって本人特定事項の確認を求めることが正当な法律事務の受任の妨げになるおそれがあるとして規則で定める場合において規則で定める方法

4 前項各号に掲げる方法により本人特定事項を確認した依頼者については、新たに資産管理行為等を行い、又は取引等の準備若しくは実行を行う場合であっても、五年間は前項各号に掲げる方法による依頼者の本人特定事項の確認を要しない。弁護士法人が合併、事業譲渡その他の

- 6 -

これに準じるものにより他の弁護士法人の事業を承継した場合において、当該他の弁護士法人がこの規程により本人特定事項を確認した依頼者についても同様とする。

(厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる場合における本人特定事項の確認)

第三条 弁護士等は、依頼者のために、資産管理行為等又は取引等の準備若しくは実行をする場合において、次の各号のいずれかに該当するものを行うときは、当該依頼者について、前条第三項各号に掲げる方法のいずれかにより本人特定事項の確認を行わなければならない。この場合において、第一号又は第二号に該当する場合の本人特定事項の確認は、資産管理行為等又は取引等の準備若しくは実行を開始する際に行った本人特定事項の確認(以下「取引時確認」という。)の方法とは異なる方法により、又は取引時確認において用いたものと異なる本人確認書類を用いて行うものとする。

一 資産管理行為又は取引等の当事者が、取引時確認に係る依頼者又は代表者等になりすましている疑いがあるもの

二 取引時確認が行われた際に当該取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある依頼者(その代表者等が当

- 7 -

該事項を偽っていた疑いがある依頼者を含む。)との間におけるもの

三 犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域として規則で定めるものに居住し、又は所在する依頼者との間におけるものその他これらの国等に居住し、又は所在する者に対する財産の移転を伴うもの

(依頼行為を行っている自然人の依頼権限及び本人特定事項の確認)

第四条 弁護士等は、依頼者が法人であるときその他当該弁護士等に対して現に依頼行為を行っている自然人(以下「当該自然人」という。)が依頼者と異なるときは、依頼者の本人特定事項の確認に加え、規則で定める方法により、当該自然人が依頼権限を有することを確認しなければならぬ。

2 前項に規定する場合において依頼者が実体のない法人その他の団体であるときは、弁護士等は、依頼者の本人特定事項及び当該自然人の依頼権限の確認に加え、規則で定める方法により、当該自然人の本人特定事項を確認しなければならぬ。

3 前二条の規定にかかわらず、第一項に規定する場合に

- 8 -

において依頼者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該依頼者の本人特定事項の確認を要しない。

一 国

二 地方公共団体

三 実在することが確実であるものとして規則で定めるもの

4 前二条及び第一項の規定にかかわらず、同項に規定する場合において依頼者が人格のない社団又は財団であるときは、弁護士等は、依頼者の本人特定事項及び当該自然人の依頼権限の確認を要しない。この場合において、弁護士等は規則で定める方法により当該自然人の本人特定事項を確認しなければならない。

(記録の保存)

第五条 弁護士等は、前三条の規定に基づいて依頼者の本人特定事項を確認したときは、当該確認に関して規則で定める内容を記載した書面を作成し、依頼者から提示を受けた書類の写し又は送付若しくは提出を受けた書類の原本若しくは写しを当該資産管理行為等又は当該取引等の終了後五年間保存しなければならない。

2 弁護士等は、資産管理行為等をし、又は取引等の準備若しくは実行をしたとき(前三条の規定により依頼者の

- 9 -

本人特定事項を確認しなければならない場合に限る。)は、それらの概要及び規則で定める内容を記載した書面を作成し、当該資産管理行為等又は当該取引等の終了後五年間保存しなければならない。

3 第二条第四項に規定する場合には、前二項に規定する保存期間は、最終の資産管理行為等又は取引等の終了後から起算する。

(依頼の際の適切な対応)

第六条 弁護士等は、法律事務の依頼を受けようとするときは、依頼者の属性、依頼者との業務上の関係、依頼内容等に照らし、その依頼の目的が犯罪収益の移転に関するものであるか否かについて慎重に検討しなければならない。

2 弁護士等は、依頼の目的が犯罪収益の移転に関わるものであると認めるときは、その依頼を受けてはならない。

(依頼を受けた後の適切な対応)

第七条 弁護士等は、法律事務の依頼を受けた後に、その依頼の目的が犯罪収益の移転に関わるものであることを知ったときは、依頼者に対し、違法であることを説明するとともに、その目的の実現を回避するよう説得に努めなければならない。

- 10 -

2 弁護士等は、依頼者が前項の説得に応じない場合には、辞任しなければならない。

(法律事務以外で金員等を預かる際の適切な対応)

第八条 弁護士等は、法律事務に関連することなく、金員、有価証券その他の資産を預かる場合は、資産を預けようとする者の属性、その者との業務上の関係、預託に係る資産の内容等に照らし、その預託の目的が犯罪収益の移転に関わるものであるか否かについて慎重に検討しなければならない。

2 弁護士等は、前項に規定する場合において、その預託の目的が犯罪収益の移転に関わるものであると認めるときは、当該資産を預かつてはならない。

3 第一項に規定する検討の結果、弁護士等が資産を預かるときは、第二条第三項各号に掲げる方法により当該資産を預けようとする者の本人特定事項を確認し、そのために提示を受けた書類の写し又は送付若しくは提出を受けた書類の原本若しくは写し及び当該資産預託の概要が記載された書面を当該資産の預託終了後五年間保存しなければならない。

4 弁護士等は、第一項に規定する場合において資産を預かった後に、その預託の目的が犯罪収益の移転に関わる

ものであることを知ったときは、当該資産を預けた者に對し、違法であることを説明するとともに、その目的の実現を回避するよう説得に努めなければならない。

(本人特定事項の確認等を的確に行うための措置)

第九条 弁護士等は、本人特定事項の確認並びに確認記録及び取引記録の作成及び保存等の措置を的確に行うため、使用人に対する教育訓練の実施その他の必要な体制の整備に努めなければならない。

(規則への委任)

第十条 この規程に定めるもののほか、弁護士等による依頼者の本人特定事項の確認、記録の保存等の措置に必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成二四年二月七日全部改正)

1 この規程(以下「新規程」という。)は、平成二十五年三月一日から施行する。

2 新規程の施行前に依頼者の身元確認及び記録保存等に関する規程の定めによりなされた身元確認及び記録の保存は、新規程の相当規定によりなされた本人特定事項の確認及び記録の保存とみなす。